

令和 6年 3月 4日 議決・専決

令和 6年 4月 1日施行

令和 6年 3月 5日公布

令和 年 月 日適用

佐用町告示第 号

令和6年佐用町条例第4号

佐用町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び佐用町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

佐用町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び佐用町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6年 3月 5日

佐用町長 庵 途 典 章

## 佐用町条例第4号

### 佐用町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び佐用町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(佐用町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第1条 佐用町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年佐用町条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第13条の次に次の1条を加える。

(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第13条の2 給与条例第24条の規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 前条第2項及び第3項の規定は、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給について準用する。

第23条の次に次の1条を加える。

(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第23条の2 給与条例第24条の規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、第24条第3項中「それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額」とあるのは、「それぞれその基準日以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して、規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給について準用する。

(佐用町職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 佐用町職員の育児休業等に関する条例（平成17年佐用町条例第29号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を削る。

第8条中「地方公務員法」の次に「（昭和25年法律第261号）」を加える。

## 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。